

第6章 こうち戦略行動計画

本章では、100年先を見据えた「生物多様性こうち戦略」の理念及び将来目標と計画期間を明確に位置づけます。そのうえで、前章に記載した課題に対応しつつ将来目標を達成するための4つのプランと12の取組及びその具体的な内容を示します。

1 戦略の理念

私たちはこれまで、生活の豊かさを求めるがあまり、かけがえのない自然に手を加え、便利な社会を手に入れてきました。しかし、その代償として失った生物多様性は多大で、それを元のように復元することは極めて困難であるといえます。また、生物多様性は人間が持続的に利用することによって維持されてきたという側面もあり、地域の過疎高齢化や第一次産業の衰退など、社会的な問題も大きく関わっています。

前章に整理したとおり、高知県においても生物多様性が危機に瀕するさまざまな課題が浮き彫りとなっています。私たちの生活がいかに生物多様性に依存し影響を及ぼしているか、その影響の度合いなどわかっていないことは未だ多いものの、強く関わっているであろうことにより気づきはじめて今、私たちは自然のあり方に理解を深め、高知県の生物多様性を保全・再生していかなければなりません。

そのため、「生物多様性こうち戦略」では、森・川・里・海・まちの健全なつながりや生態系のネットワークを重視し、地域が持続的に発展していくことを目指して以下の理念を掲げます。

基本理念

ふるさとのいのちをつなぐ
～豊かな生きものの恵みを受けて 美味しく 楽しく ずっと暮らそう高知県～

高知県の資源であり貴重な財産でもある豊かな自然を、人の暮らしとの調和を図りながら守り、将来の子どもたちへとつないでいくことは、今を生きる私たちに課された使命です。

ふるさと高知のすべてのいのちをつなぎ、私たちの手で責任を持って未来へ。この理念にはそんな思いが込められています。

2 将来目標と計画期間

生物多様性の保全・再生は、戦略を策定すればなされるものではなく、また自然環境が復元されることで目的が達成されるものでもありません。戦略によって目指す将来像は、各主体が協働・連携して具体的な行動を展開し、それによって地域が持続的に発展することで、現在よりもはるかに生物の多様性が豊かに維持されている社会こそがその姿といえます。したがって、戦略の実施については長期的な視点が求められ、かつ息の長い取り組みが欠かせません。図 6-2 に生物多様性こうち戦略によって目指すべき姿の一例としてのイメージを示します。高知県は、北に四国山地がそびえ、南に太平洋が開けており、山から里、川、海のつながりがわかりやすい地形をしています。このつながりを正常化し、維持することによって、水や物質の循環も維持され、それが生物多様性を回復させて、豊かに保つことに直結します。このような姿が 50 年後、100 年後に当然のごとく存在している社会を目指します。

このため、生物多様性こうち戦略では 100 年先を見据えた目標を設定し、その目標実現のために、50 年後の中期目標及び 10 年後の短期目標をそれぞれ設定します。この短期目標を達成するための 10 年を当面の計画期間として着実に取り組むこととし、今後の社会情勢の変化などを考慮しつつ予防的、順応的に取組を進めるため、原則として 5 年目に戦略の見直しを行ってより実効性を高めていくこととします（図 6-1）。

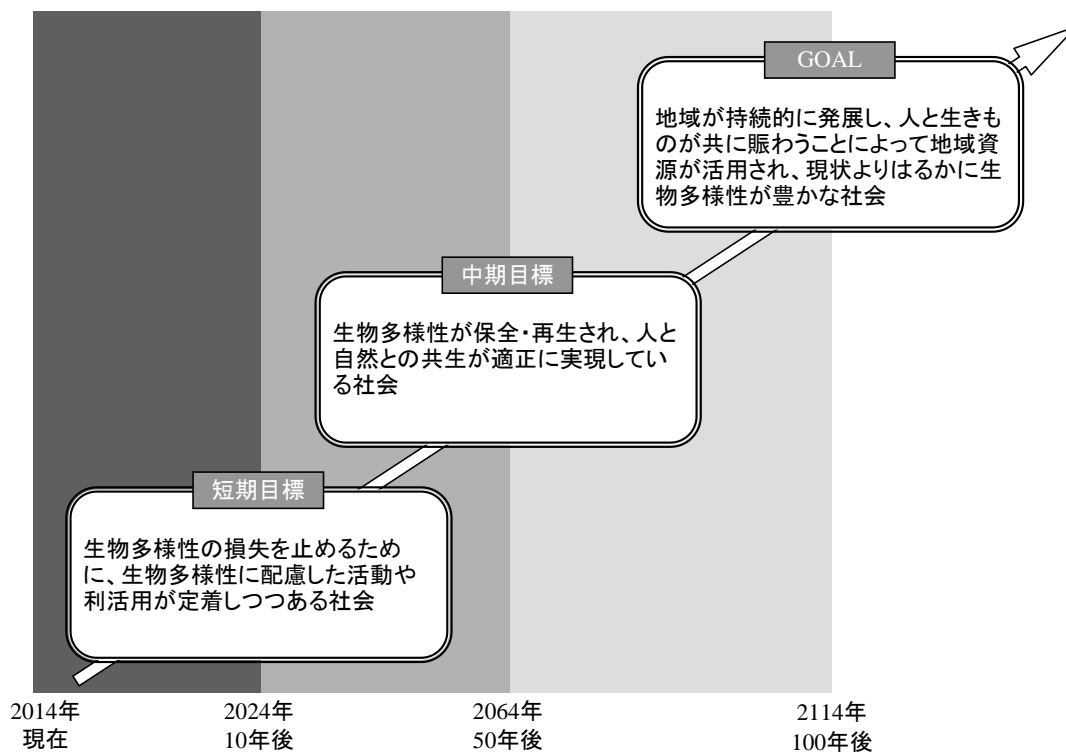


図 6-1 将来目標と計画期間

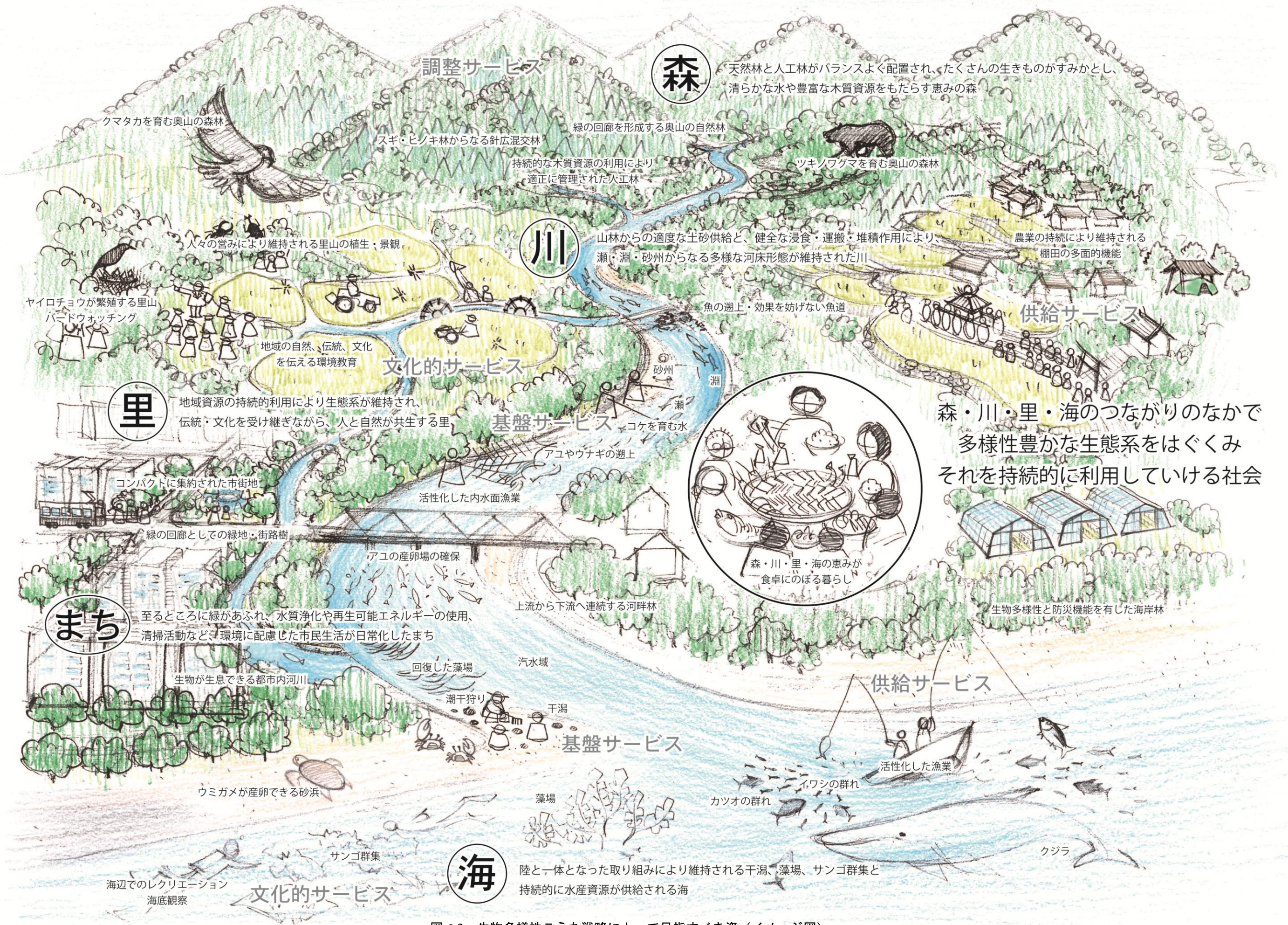


図 6-2 生物多様性こうち戦略によって目指すべき姿（イメージ図）

3 行動計画

前項で掲げた将来目標を実現していくためには、県民、事業者、教育・研究機関、NPO等民間団体、国、県、市町村など、各主体が協働・連携してさまざまな取組を進めていく必要があります。

高知県においては、今後10年間で取組む重点プランとして、4つのプランに基づく12の取組を実施します。取組によっては数値目標を掲げて進捗状況を把握し、着実に将来目標の実現を図っていきます。各行動計画には、行動主体*を示しています。それぞれの立場で生物多様性の保全に向けた積極的な行動をとっていただくことを期待します。

■ プラン 1

知る・広める

生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する

- 取組 1 生物多様性の意義の普及・啓発
- 取組 2 地域の生物多様性から学ぶ教育の推進
- 取組 3 身近な自然とのふれあいの場の整備と五感で感じる機会の提供

■ プラン 2

つなげる

生物多様性を支え、次世代につなぐ仕組みと基盤をつくる

- 取組 1 生物多様性の調査と研究
- 取組 2 生物多様性保全・回復のための体制の強化

■ プラン 3

守る

自然環境の保全と回復を図る

- 取組 1 すぐれた自然環境の保全と管理
- 取組 2 希少野生動植物等の保護
- 取組 3 特定有害鳥獣の個体数管理と外来生物対策の推進
- 取組 4 生物多様性に配慮した公共工事の取組の推進
- 取組 5 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進

■ プラン 4

活かす

生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する

- 取組 1 生物多様性に立脚した地域資源の活用の促進
- 取組 2 生物多様性に密接な関係を有する一次産業の強化

* 行動主体は、以下の通り分類した。

県民（県民・地域）、事業者、教育（学校教育・社会教育などの教育機関）、研究（大学・植物園などの研究機関）、NPO（NPO等民間団体）、国、県、市町村。

■ プラン 1

知る・広める 生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する

私たちの生活は生物の多様性と深く関わり合っています。しかし、まだこの価値に対する認知度は低く、その重要性は浸透していません。したがって、まずは生物多様性の意義の普及・啓発を図るため、さまざまな広報活動などを展開します。また、身近な自然とふれあえる機会を提供することにより、地域の生物多様性を学び、県民の保全意識の高揚を促します。

取組 1 生物多様性の意義の普及・啓発

- ① 日常の暮らしや文化活動の背景となっている生物多様性に興味を持ってもらうために、ホームページや広報誌等さまざまな媒体や、各種イベント、地域での意見交換の場を通じて、生物多様性に関する情報を発信します。（環境共生課、新エネルギー推進課、生涯学習課など）【NPO・市町村・県】 [→ 目標 1]
- ② 誰もが生物多様性に配慮した行動をとれるよう、県内の取組事例の紹介を行うとともに、森林整備や清掃活動など生物多様性保全のために意欲のあるボランティアが参加・協力しやすいよう情報を発信します。（林業環境政策課、環境共生課など）【NPO・市町村・県】 [→ 目標 1]
- ③ 生物多様性の保全や普及、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・活用に関して専門性を有する先導的な人材（仮称：生物多様性サポーター）を育成し、その活動を支援していきます。（環境共生課など）【県】 [→ 目標 2]
- ④ 自治体担当者や事業所関係者等を対象にした生物多様性に関する研修会を開催し、生物多様性の理解促進を図ります。（環境共生課、漁業振興課など）【NPO・市町村・県】 [→ 目標 1]

取組 2 地域の生物多様性から学ぶ教育の推進

- ① 広く環境問題を理解し、興味を持って行動する人を育成するために、学校の教育課程における環境教育を充実するとともに、教員等指導者への研修を行います。（小中学校課、教育センターなど）【教育・市町村・県】

② 県民の生物多様性保全意識の高揚に努めるために、愛鳥ポスターコンクールや環境作文の募集等、生物多様性に関連する企画の拡充を図ります。（鳥獣対策課、新エネルギー推進課、環境共生課など）【事業者・教育・NPO・市町村・県】

③ 地域の自然と歴史、文化の関わりを総合的に教育の場として活用し、多様な立場の方に指導してもらうなど、子どもたちと地域をつなげる取り組みを推進します。（環境共生課、公園下水道課、生涯学習課など）【県民・事業者・教育・NPO・市町村・県】

取組 3 身近な自然とのふれあいの場の整備と五感で感じる機会の提供

① 国立・国定公園及び県立自然公園や四国のみちの景勝地を保護するとともに、適正な利用が図られるよう管理し、利用の促進を図ります。（環境共生課）【県民・市町村・県】

② 地域の特色を活かし、侵略的外来植物を駆除するなど生物多様性に配慮した公園づくりを推進します。（公園下水道課など）【県民・事業者・NPO・市町村・県】

③ 広く県民が親しめる身近な里山の保全やビオトープを整備し推進します。（環境共生課など）【県民・事業者・NPO・市町村・県】

④ 広く県民が安全に親しめる水辺の親水空間の整備を推進します。（河川課など）【事業者・市町村・県】

⑤ 海岸保全基本計画に基づき、海の生態系や自然の保全も図ります。（港湾・海岸課）【県】

⑥ 環境教育の場として、森・川・海等の自然環境を活用します。【県民・事業者・教育・NPO・市町村・県】

⑦ 生きもの観察会、ネイチャーゲーム、間伐体験、グリーンツーリズムなど自然に触れる機会を提供します。（地域観光課、地域農業推進課、林業環境政策課、新エネルギー推進課、環境共生課、漁港漁場課、河川課、生涯学習課など）【県民・事業者・教育・NPO・市町村・県】

⑧ 自然を体感することができる観光を推進します。（地域観光課など）【県民・事業者・教育・NPO・市町村・県】

[→ 目標 3]

【海】 ホエールウォッチング、スキューバダイビング、シーカヤック、カツオのたたきづくり体験 ほか

【山】 森林セラピー ほか

【川】 カヌー、ラフティング、観光遊覧船（紫漬け漁） ほか

【地形・地質】 室戸ジオパーク、龍河洞、四国カルスト、竜串の奇岩 ほか

取組
目標

	内容	現状	目標
目標 1	生物多様性の認知度	平成 24 年度 20%	平成 30 年度 50%
目標 2	生物多様性サポーターの登録者数	—	平成 30 年度末 50 名
目標 3	自然体験施設等利用者数	平成 24 年 1,056 千人	平成 27 年 1,100 千人

■ プラン 2

つなげる

生物多様性を支え、次世代につなぐ仕組みと基盤をつくる

生物多様性の保全と持続的な利用にあたっては、その基礎的なデータの収集及び蓄積が重要です。森林や河川、海の状況や、動植物の生息・生育環境のモニタリング調査を継続的に実施し、結果を整理することで今後の保全活動などに活かします。また、さまざまな主体による生物多様性の保全に向けた活動を促進するため、人材の育成や活動への支援を行うとともに、各主体間の連携を図り、次世代へつないでいきます。

取組 1 生物多様性の調査と研究

- ① 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めるための基礎データとして、県内の生物の生息・生育状況を把握し、データの蓄積に努めます。（鳥獣対策課、環境共生課、環境研究センター、漁業振興課など）【事業者・教育・研究・NPO・市町村・県】
- ② 河川の水生生物調査（清流モニタリング調査）の実施や魚の多量死など異常現象の原因調査等を実施します。（環境研究センターなど）【事業者・教育・研究・NPO・市町村・県】
- ③ 環境の変化に応じて、高知県レッドリスト、レッドデータブックを適宜、改訂します。（環境共生課）【県】 [→ 目標 4]
- ④ 生物の存在や特徴を把握するうえで重要な生物標本は、環境教育での利用や、後世に研究素材を継承するためにも貴重な材料となり得ることから、植物園や動物園等において適切に保管するよう努めます。【研究】

取組 2 生物多様性保全・回復のための体制の強化

- ① 手入れ不足による里地里山の荒廃を防ぐため、中山間地域住民の増加と定着、コミュニティ機能の維持・再生を図ります。（中山間地域対策課、地域づくり支援課など）【県民・NPO・市町村・県】 [→ 目標 5]
- ② 生物多様性の保全や普及、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・活用に関して専門性を有する先導的な人材（仮称：生物多様性サポーター）を育成し、その活動を支援していきます。（再掲：環境共生課など）【県】 [→ 目標 2]

- ③ 広く環境問題を理解し、関心を持って自ら行動する人の育成への支援や、自然体験活動の指導者を育てる研修を充実させます。(林業環境政策課、生涯学習課など)【NPO・市町村・県】
- ④ 自治体担当者や事業所関係者等を対象にした生物多様性に関する研修会を開催し、生物多様性の理解促進を図ります。(再掲：環境共生課、漁業振興課など)【NPO・市町村・県】
- ⑤ 生物多様性を保全するさまざまな活動を行う NPO 等実施主体が生物多様性の保全・回復に向けた活動の促進を図るため、外部からの資金援助や指導・協力を得られるよう支援します。また、行政による支援措置については、生物多様性に関する取組に活用しやすいような工夫を行います。(地域づくり支援課、林業環境政策課、新エネルギー推進課、環境共生課など)【事業者・県】
- ⑥ 多様な主体の参画による生物多様性の保全の促進を図るために、環境先進企業との協働の森・川・海づくりパートナーの拡大を図ります。(環境共生課)【県】[→ 目標 6]

取組
目標

	内容	現状	目標
目標 4	高知県レッドリスト（動物編）の改訂 高知県レッドリスト（植物編）の改訂	平成 12 年作成 平成 23 年改訂	平成 28 年度末 平成 32 年度末 改訂
目標 5	集落活動センターの設置数	平成 25 年度 10 カ所	平成 33 年度末 130 カ所
再掲 (目標 2)	生物多様性サポーターの登録者数	—	平成 30 年度末 50 名
目標 6	協働の森・川・海づくり事業パートナーズ協定締結件数	平成 24 年度末 53 件	平成 27 年度末 60 件

■ プラン 3

守る 自然環境の保全と回復を図る

森・川・里・海・まちのつながりを念頭に置きながら、それぞれの環境と生きものを守るさまざまな事業の促進を図ります。特に、希少野生動植物の保護や、近年、大きな課題となっている特定鳥獣の管理及び外来生物対策を推進します。また、環境に配慮した工事の実施はもとより、グリーン購入の推進や再生可能エネルギーの導入など、地球温暖化防止の視点に立った取組も積極的に展開します。

取組 1 すぐれた自然環境の保全と管理

【森】

- ① 山間部における生物多様性を確保するため、多様な樹種・林相を有する森林の整備を推進します。(林業改革課など) 【NPO】
- ② 森林の水源涵養や土砂流出防備など公益的機能を保全するため、保安林の指定を推進します。(治山林道課など) 【県】 [→ 目標 7]
- ③ 環境に与える負荷の少ない持続可能な林業経営に努めるとともに、森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行なわれているかどうかを評価する FSC 森林認証や SGEC 森林認証の取得を促進します。(林業改革課、木材産業課など) 【県】 [→ 目標 8]
- ④ 人工林については、強度間伐や択伐による複層林化、混交林化により多様な生物の生息・生育環境の創出を図ります。(林業改革課、治山林道課など) 【県】
- ⑤ 千本山のヤナセ杉や白髪山の天然ヒノキ林など特徴的な森林は、その景観美や遺伝子資源を後世に引き継ぐため、大切に保護します。【国】
- ⑥ 特定鳥獣の偏った増加を抑制するため、関係機関の連携による個体数管理を実施します。(鳥獣対策課など) 【県民・事業者・NPO・市町村・県】 [→ 目標 9]
- ⑦ 環境先進企業との「協働の森づくり」や森林ボランティアなど多様な主体が参加する森林づくりを推進します。(林業環境政策課、環境共生課など) 【県】

【川】

- ① 豊かな水環境を保全し、次世代に引き継ぐために、高知県清流保全条例等に基づき、清流保全計画の推進と進行管理に努めます。(環境共生課など)【県】
- ② 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行います。(河川課など)【市町村・県】
- ③ 浅水代掻きや土砂流出の軽減措置など濁水の長期化を軽減する対策に努めます。(環境農業推進課、治山林道課、河川課、電気工水課など)【県民・事業者・NPO・市町村・県】
- ④ 本来の河原の植生(カワラナデシコ、カワラヨモギ等の群落)を再生し、ヒバリやコアジサシなどの営巣地を確保します。【NPO】
- ⑤ 河川利用者は、河原の中州や河川敷で営巣するコアジサシなどの営巣地確保のために、車を乗り入れないなどの配慮を行います。【県民・事業者・教育・研究・NPO・市町村・県】
- ⑥ 河川において外来種による生態系等への被害が生じないように、侵入防止や駆除などの対策を行います。(漁業振興課、河川課など)【NPO・市町村・県】

【里】

- ① 森、谷川、溜池、用水路、水田、畑、鎮守の森などからなる里山の自然環境が生物多様性を育むことを認識し、これを維持するため、中山間地域集落の活性化、コミュニティ機能の維持・再生を図ります。(中山間地域対策課、地域づくり支援課など)【県民・NPO・市町村・県】 [→ 目標5]
- ② 生物多様性に配慮した農業農村整備事業を推進します。(農業基盤課)【県】
- ③ 天敵等を活用した病虫害防除や化学肥料・農薬の使用削減、資源の循環利用による土づくりなど、環境への負荷軽減に配慮した農業を推進します。(環境農業推進課など)【県民・事業者・研究・NPO・市町村・県】
- ④ 収穫しない作物の除去や農地周辺の草刈りなど、有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備を推進します。(鳥獣対策課など)【県民・事業者・NPO・市町村・県】
- ⑤ 多様な生物が生息・生育し、散策や自然観察に適した里山を整備します。(林業環境政策課、環境共生課など)【県民・事業者・NPO・市町村・県】
- ⑥ メダカやホタルなど身近な生物の生息・生育地を保全するとともに、地域に応じた生息環境を工夫・再生します。【県民・NPO】

【海】

- ① 独特な生態系を形成している干潟・内湾の生態系の再生・保全・維持に努めます。【事業者・NPO】
- ② 河川生態系とつながりの強い河口域、汽水域の生態系の再生・保全・維持に努めます。【事業者・NPO】
- ③ 沿岸の漁場環境の維持保全のため、モニタリング調査や、海岸・海底の清掃活動を支援します。(漁業振興課など)【事業者・研究・NPO・市町村・県】
- ④ 磯焼けによる生態系の劣化を食い止めるため、オニヒトデやサンゴ食巻貝類、ナガウニ類など、造礁サンゴや海藻を捕食する生物の生息密度を監視し、正常な密度の維持を図ります。(漁業振興課など)【事業者・研究・NPO・市町村・県】
- ⑤ 資源状況に応じ、持続的に漁業資源を利用していくための資源管理措置の検討を含め、環境への負荷が少なく効率的な漁業を推進します。併せて、マリン・エコラベル・ジャパンの認証水産物の消費拡大を図ります。(漁業管理課、漁業振興課、合併・流通支援課など)【事業者・NPO・市町村・県】
- ⑥ うみがめの活動期には、砂浜への車両の乗り入れをしないよう啓発します。(環境共生課、港湾・海岸課など)【NPO・市町村・県】
- ⑦ 海岸保全基本計画に基づき、津波・高潮・波浪による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び適正な利用を図る事業も実施します。(港湾・海岸課)【県】

【まち】

- ① 市街地周辺でも野鳥等の多様な生きものが見られることから、植草・植樹活動等により、まちにおける生きものの生息環境の保全を促進します。【県民・事業者・NPO】
- ② 下水道整備や地域住民による清掃活動等、まちの中の河川環境(水質、水辺等)の改善を促進します。(環境共生課、環境対策課、河川課、公園下水道課など)【県民・事業者・教育・NPO・市町村・県】
- ③ 環境にやさしい公共交通やエコカーの利用を促進します。(交通運輸政策課、新エネルギー推進課など)【県民・事業者・NPO・市町村・県】

取組 2 希少野生動植物等の保護

- ① 高知県希少野生動植物保護条例、高知県うみがめ保護条例、高知県文化財保護条例、第 11 次高知県鳥獣保護事業計画などを周知し、不当な採捕を防止します。(鳥獣対策課、環境共生課、文化財課)【市町村・県】
- ② 県内で開発行為をする場合は、計画段階から開発行為区域周辺における希少野生動植物の生息・生育の環境への負荷について調査を行うように努め、希少野生動植物へ与える影響を回避または低減するよう努めます。【事業者・市町村・県】
- ③ 特別天然記念物や希少野生動植物等の保護活動を効果的に行うために、希少野生動植物保護専門員や鳥獣保護員、保護活動団体、関係機関等との連携を図ります。また、保護指導員等の知識や経験等の共有、研鑽を図るために、研修会等を実施します。(鳥獣対策課、環境共生課、文化財課など)【市町村・県】
- ④ 環境の変化に応じて、高知県レッドリスト、レッドデータブックを適宜、改訂します。
(再掲：環境共生課)【県】 [→ 目標 4]
- ⑤ 希少野生動植物等の保護・管理に役立てるため、その基礎的な情報となる生息・生育調査、モニタリング調査を実施します。(鳥獣対策課、環境共生課、文化財課など)【県民・事業者・教育・研究・NPO・市町村・県】
- ⑥ 希少野生鳥獣の繁殖地や渡来地など、重要な区域を鳥獣保護区に指定します。(鳥獣対策課)【県】
- ⑦ 高知県希少野生動植物保護条例に基づく高知県指定希少野生動植物種及び保護区について、実態を踏まえて適宜見直し・追加を行います。(環境共生課)【県】
- ⑧ シカ生息地帯では、必要に応じ防鹿柵を設置・管理し、希少植物を保護します。(環境共生課)【事業者・NPO・市町村・県】 [→ 目標 10]
- ⑨ 天然記念物の保全のため、巡視や状況把握を行うとともに、国指定・特別天然記念物ニホンカモシカについては、保護と食害防止の両立を図る施策に取り組めます。(文化財課)【事業者・研究・県】

取組 3 特定鳥獣の個体数管理と外来生物対策の推進

- ① 特定鳥獣保護管理計画等に基づき、個体数管理等を行うとともに、地域における捕獲隊の組織化、隣接市町村や隣接県と連携した一斉捕獲、防護柵の設置など、被害の実情に合わせて効果的な対策を講じます。(鳥獣対策課)【県民・NPO・市町村・県】
[→ 目標 9]
- ② 有害鳥獣の効果的な駆除を実施するために、新たな担い手(狩猟者等)を育成します。(鳥獣対策課)【NPO・市町村・県】
- ③ 外来生物の侵入や定着防止等のため、外来生物を周知し、国が策定している外来生物対策マニュアルを普及させます。(環境共生課)【NPO・市町村・県】
- ④ セアカゴケグモなどの人的危害を及ぼす恐れのある特定外来生物や、外来魚等の駆除対策を講じます。(環境共生課、漁業振興課など)【市町村・県】
- ⑤ ペットとして飼養している外来生物が逃げ出したり、飼い主が遺棄することにより、野生定着することで生態系に悪影響を及ぼす可能性があることから、ペット等の遺棄防止などの適正飼養についての啓発を行います。(食品・衛生課)【NPO・市町村・県】
- ⑥ 環境保全型農業の推進にあたっては、土着天敵を積極的に活用した IPM 技術を研究します。(農業技術センター)【研究・県】

取組 4 生物多様性に配慮した公共工事の取組の推進

- ① 公共工事や施設整備の実施にあたっては、環境影響評価法や環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの実施や、文化環境評価システムの活用などにより、地域の健全な生態系を保全(希少野生動植物の保護や在来植物の利用)するなど、生物多様性への配慮に努めます。(企業立地課、農業基盤課、治山林道課、漁港漁場課、土木部、電気工水課など)【事業者・研究・市町村・県】

取組 5 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進

- ① エコオフィス活動を通じて、県庁からの温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、事業所等によるエコアクション 21 の取組や市町村における地球温暖化対策実行計画の策定を促進します。(新エネルギー推進課)【事業者・市町村・県】[→ 目標 11・12]
- ② 環境にやさしい公共交通やエコカーの利用を促進します。(再掲：交通運輸政策課、新エネルギー推進課など)【県民・事業者・NPO・市町村・県】

③ 太陽光、小水力、風力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進や普及啓発に取り組めます。(環境農業推進課、木材産業課、新エネルギー推進課、河川課、電気工水課など)【県】 [→ 目標 11・13]

④ 温室効果ガスの吸収源としての森林整備を推進するとともに、木造住宅・木造施設の普及、多様な主体の参画を可能にするオフセット・クレジット制度の普及を図ります。(林業改革課、木材産業課、環境共生課など)【NPO・市町村・県】 [→ 目標 11]

⑤ 各種リサイクル法・グリーン購入法に基づく 3R (リデュース・リユース・リサイクル) や県民との協働による不法投棄の防止、美化活動を推進するとともに、地域の取組に対する支援を行います。(新エネルギー推進課、環境対策課、公園下水道課など)【専門・行政】 [→ 目標 14]

取組
目標

	内容	現状	目標
目標 7	保安林の指定面積	平成 24 年度末 112,729ha	平成 35 年度末 118,133ha
目標 8	FSC 森林認証、SGEC 森林認証制度の取得件数	FSC 森林認証 2 件 SGEC 森林認証 2 件	現状以上
目標 9	有害鳥獣の年間捕獲頭数 (平成 22~5 年間)	平成 24 年度末 ニホンカ 15,845 頭	平成 27 年度末 ニホンカ 30,000 頭
再掲 (目標 5)	集落活動センターの設置数	平成 25 年度 10 カ所	平成 33 年度末 130 カ所
再掲 (目標 4)	高知県レッドリスト (動物編) の改訂 高知県レッドリスト (植物編) の改訂	平成 12 年作成 平成 23 年改訂	平成 28 年度末 平成 32 年度末 改訂
目標 10	防護柵設置による植生保護効果	平成 24 年度末 75%	平成 30 年度末 80%
目標 11	県内の温室効果ガスの排出量	平成 22 年度 5,840 千 t-CO ₂ (暫定値)	平成 32 年度 5,996 千 t-CO ₂
目標 12	県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減	平成 24 年度 39,352t-CO ₂	平成 27 年度 28,857t-CO ₂
目標 13	園芸用 A 重油の使用量 (石油代替エネルギーの活用)	平成 24 年度 66,000kl	平成 27 年度 60,000kl
目標 14	県民 1 人当たりの 1 日のゴミ (一般廃棄物) 排出量	平成 20 年度 969g/日	平成 27 年度末 956kg/日以下

■プラン 4

活かす

生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する

生物多様性は保全だけではなく、その恵みを持続的に活用することにも意義があります。高知県の生物多様性を地域資源として、食文化や伝統産業の継承・振興を図るとともに、体験型観光などにも活用します。また、農業をはじめとする第一次産業は、自然の循環機能を利用し、動植物を育みながら営んでいくという点で生物多様性に依存した産業であるとともに、多くの生きものにとって貴重な生息・生育環境を提供するなど、生物多様性の保全に貢献しています。このように、生物多様性と密接に関わる第一次産業の維持・発展に向けた取組を促進します。

取組 1 生物多様性に立脚した地域資源の活用の促進

- ① 自然の恵みを受け取りながら成立してきた高知県の食文化が第一次産業や観光資源とも密接に関わっていることを認識し、食文化の継承と振興を図ります。【県民・事業者・教育・NPO・市町村】
- ② 豊かな地域の資源に恵まれて継承されてきた土佐和紙や土佐珊瑚などの価値と技術を後世に伝えていくために、伝統産業の維持と振興を図ります。(工業振興課)【県民・事業者・NPO・市町村・県】
- ③ 地域本来の潜在的な自然植生を残している鎮守の森や境内林、野生生物をモチーフとする祭祀や祭事、民話、民間薬などの伝統文化は、高知県の豊かな生物多様性に支えられたものであることを認識し、それぞれの由来や価値等を広く伝えながら継承します。【県民・事業者・教育・NPO】
- ④ 在来の貴重な種や遺伝資源を保存し、活用します。(環境農業推進課、漁業振興課など)【県民・事業者・研究・NPO・市町村・県】
- ⑤ 生物多様性に配慮した方法で生産・収穫した一次産品、その加工品、木材の購入・消費などを促進します。(地産地消・外商課、地域農業推進課、木材産業課、合併・流通支援課など)【県民・事業者・教育・NPO・市町村・県】
- ⑥ 食肉加工施設等の整備・促進により、シカ等の肉を利用したジビエ料理を普及します。(鳥獣対策課など)【県民・事業者・NPO・市町村・県】

- ⑦ 自然を体感することができる観光を推進します。(再掲：地域観光課など)【県民・事業者・NPO・市町村・県】 [→ 目標 3]
- 【海】ホエールウォッチング、スキューバダイビング、シーカヤック、カツオのたたきづくり体験 ほか
- 【山】森林セラピー ほか
- 【川】カヌー、ラフティング、観光遊覧船(紫漬け漁) ほか
- 【地形・地質】室戸ジオパーク、龍河洞、四国カルスト、竜串の奇岩 ほか

取組 2 生物多様性に密接な関係を有する一次産業の強化

【農業】 [→ 目標 15]

- ① 新たな担い手を確保するとともに、その経営力を強化し地域の核となるような企業的経営体を育成するため、農地の集積や施設整備等に対し、支援を行います。(農地・担い手対策課)【県】 [→ 目標 16]
- ② 生物多様性に配慮した農業農村整備事業を推進します。(再掲：農業基盤課)【県】
- ③ 農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を面的に図る観点から、集落ぐるみの営農活動を継続して支援します。(地域農業推進課)【県民・事業者・NPO・市町村・県】
- ④ 天敵等を活用した病虫害防除や化学肥料・農薬の使用削減、資源の循環利用による土づくりなど、環境への負荷軽減に配慮した農業を推進します。(再掲：環境農業推進課)【県民・事業者・研究・NPO・市町村・県】
- ⑤ 南国ならではの特性を活かした新品種の研究や普及、IPM 技術の導入による環境保全型農業への取組を進め、高付加価値農産物の生産拡大を図ります。(環境農業推進課)【事業者・研究・市町村・県】
- ⑥ 農産物のブランド化や農林水産物直販所等を活用した地産地消・地産外商の取組を推進します。(地産地消・外商課、地域農業推進課など)【県民・事業者・NPO・市町村・県】

【林業】 [→ 目標 17・18]

- ① 新たな担い手を確保するために、新規就業の促進に加え、異業種からの参入促進や、山林所有者が山を自ら手入れする自伐林家等を育成し、支援します。(森づくり推進課、林業改革課など)【NPO・市町村・県】 [→ 目標 19]

- ② 人工林については、強度間伐や択伐による複層林化、混交林化により多様な生物の生息・生育環境の創出を図ります。(再掲：林業改革課、治山林道課など)【事業者・NPO・市町村・県】
- ③ 効率的で安定的な林業経営を確立するため、施業の集約化を促進し、路網の整備や高性能林業機械の導入などにより、効率的な木材の生産を実現します。(森づくり推進課・林業改革課など)【事業者・NPO・市町村・県】 [→ 目標 20]
- ④ 木造住宅、木造施設の普及のほか、未利用間伐材や低質材などを用いたチップ・ペレットの製造や、木質バイオマス発電燃料としての活用により、資源を余すことなく有効利用に努めます。(木材産業課など)【事業者・NPO・市町村・県】 [→ 目標 21]
- ⑤ ウバメガシやカシ、竹などを利用して木炭や竹炭を生産するなど地域の多様な森林資源を活かして利用します。(木材産業課など)【事業者・NPO・市町村・県】

【水産業】 [→ 目標 22・23]

- ① 新たな担い手を確保するために、新規就業・異業種からの参入を促進するとともに、生物多様性に配慮し、長期的視点に立った漁業計画を策定できる指導者・技術者の確保と育成に努めます。(漁業振興課など)【市町村・県】
- ② 燃料の削減に貢献し、二酸化炭素の排出削減に効果のある土佐黒潮牧場の整備を推進します。(漁業振興課)【県】 [→ 目標 24]
- ③ 資源状況に応じ、持続的に漁業資源を利用していくための資源管理措置の検討を含め、環境への負荷が少なく効率的な漁業を推進します。併せて、マリン・エコラベル・ジャパンの認証水産物の消費拡大を図ります。(再掲：漁業管理課、漁業振興課、合併・流通支援課など)【事業者・NPO・市町村・県】

取組
目標

	内容	現状	目標
再掲 (目標 3)	自然体験施設等利用者数	平成 24 年 1,059 千人	平成 27 年 1,103 千人
目標 15*	農業産出額	平成 23 年産 958 億円	平成 33 年産 1,050 億円以上
目標 16*	新規就農者数	平成 23 年度末 234 人	平成 27 年度末 年間 230 人
目標 17*	木材・木製品製造業出荷額	平成 22 年度 150 億円	平成 33 年度末 200 億円以上

	内容	現状	目標
目標 18*	原木生産量	平成 22 年度 40.4 万 m ³	平成 33 年度末 81 万 m ³
目標 19*	林業担い手数	平成 24 年度 1,661 人	平成 27 年度末 1,732 人
目標 20*	森の工場の拡大	平成 24 年度 49,700ha (目標面積)	平成 27 年度末 69,800ha (整備済面積)
目標 21*	戸建て住宅の木造率	平成 24 年度 88.2% (全国平均 87.1%)	平成 27 年度末 全国平均以上
目標 22*	沿岸漁業生産額	平成 22 年度 396 億円	平成 33 年度末 400 億円以上
目標 23*	水産加工出荷額	平成 22 年度 162 億円	平成 33 年度末 200 億円
目標 24	土佐黒潮牧場数	平成 25 年度 15 基	平成 30 年度末 現状維持

※掲げた数値目標は、『第 2 期高知県産業振興計画』の数値目標に基づいています。

取組目標 一覧

	内容	現状	目標
目標 1	生物多様性の認知度	平成 24 年度 20%	平成 30 年度 50%
目標 2	生物多様性サポーターの登録者数	—	平成 30 年度末 50 名
目標 3	自然体験施設等利用者数	平成 24 年 1,056 千人	平成 27 年 1,100 千人
目標 4	高知県レッドリスト（動物編）の改訂 高知県レッドリスト（植物編）の改訂	平成 12 年作成 平成 23 年改訂	平成 28 年度末 平成 32 年度末 改訂
目標 5	集落活動センターの設置数	平成 25 年度 10 カ所	平成 33 年度末 130 カ所
目標 6	協働の森・川・海づくり事業パートナーズ協定締結件数	平成 24 年度末 53 件	平成 27 年度末 60 件
目標 7	保安林の指定面積	平成 24 年度末 112,729ha	平成 35 年度末 118,133ha
目標 8	FSC 森林認証、SGEC 森林認証制度の取得件数	FSC 森林認証 2 件 SGEC 森林認証 2 件	現状以上
目標 9	有害鳥獣の年間捕獲頭数（平成 22～5 年間）	平成 24 年度末 ニホンジカ 15,845 頭	平成 27 年度末 ニホンジカ 30,000 頭
目標 10	防護柵設置による植生保護効果	平成 24 年度末 75%	平成 30 年度末 80%
目標 11	県内の温室効果ガスの排出量	平成 22 年度 5,840 千 t-CO ₂ （暫定値）	平成 32 年度 5,996 千 t-CO ₂
目標 12	県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減	平成 24 年度 39,352t-CO ₂	平成 27 年度 28,857t-CO ₂
目標 13	園芸用 A 重油の使用量（石油代替エネルギーの活用）	平成 24 年度 66,000kl	平成 27 年度 60,000kl
目標 14	県民 1 人当たりの 1 日のゴミ（一般廃棄物）排出量	平成 20 年度 969g/日	平成 27 年度末 956kg/日以下
目標 15*	農業産出額	平成 23 年産 958 億円	平成 33 年産 1,050 億円以上
目標 16*	新規就農者数	平成 23 年度末 234 人	平成 27 年度末 年間 230 人
目標 17*	木材・木製品製造業出荷額等	平成 22 年度 150 億円	平成 33 年度末 200 億円以上
目標 18*	原木生産量	平成 22 年度 40.4 万 m ³	平成 33 年度末 81 万 m ³ 以上
目標 19*	林業担い手数	平成 24 年度 1,661 人	平成 27 年度末 1,732 人
目標 20*	森の工場の拡大	平成 24 年度 49,700ha （目標面積）	平成 27 年度末 69,800ha （整備済面積）

	内容	現状	目標
目標 21*	戸建て住宅の木造率	平成 24 年度 88.2% (全国平均 87.1%)	平成 27 年度末 全国平均以上
目標 22*	沿岸漁業生産額	平成 22 年度 396 億円	平成 33 年度末 400 億円以上
目標 23*	水産加工出荷額	平成 22 年度 162 億円	平成 33 年度末 200 億円
目標 24	土佐黒潮牧場数	平成 25 年度 15 基	平成 30 年度末 現状維持